

■フィリピン：エネルギー省が電力の小売自由化に着手

エネルギー省（DOE）は2011年2月18日、電力の大口需要家が供給会社を自由に選べるオープン・アクセス制度の早期始動に向け、準備を進めていると発表した。電力産業改革法（EPIRA：Electric Power Industry Restructuring Act）における同制度の導入は、電力公社（NPC）の資産売却（ルソン地域とビザヤス地域の発電所の70%以上の売却）が条件となっているが、現在の達成度は68%である。DOEは、まもなく導入条件が整う見通しであるとし、制度導入に係る各種規制を策定している。なお、首都圏で配電事業を行っているMERALCOの関係者は「オープン・アクセス制度が始動した場合、首都圏の約570の大口需要家が利用する見込みである」とコメントしている。